

第3 退職後の医療保険制度について

1. 退職後の医療保険制度（保険証）

(1) 医療保険制度の概要

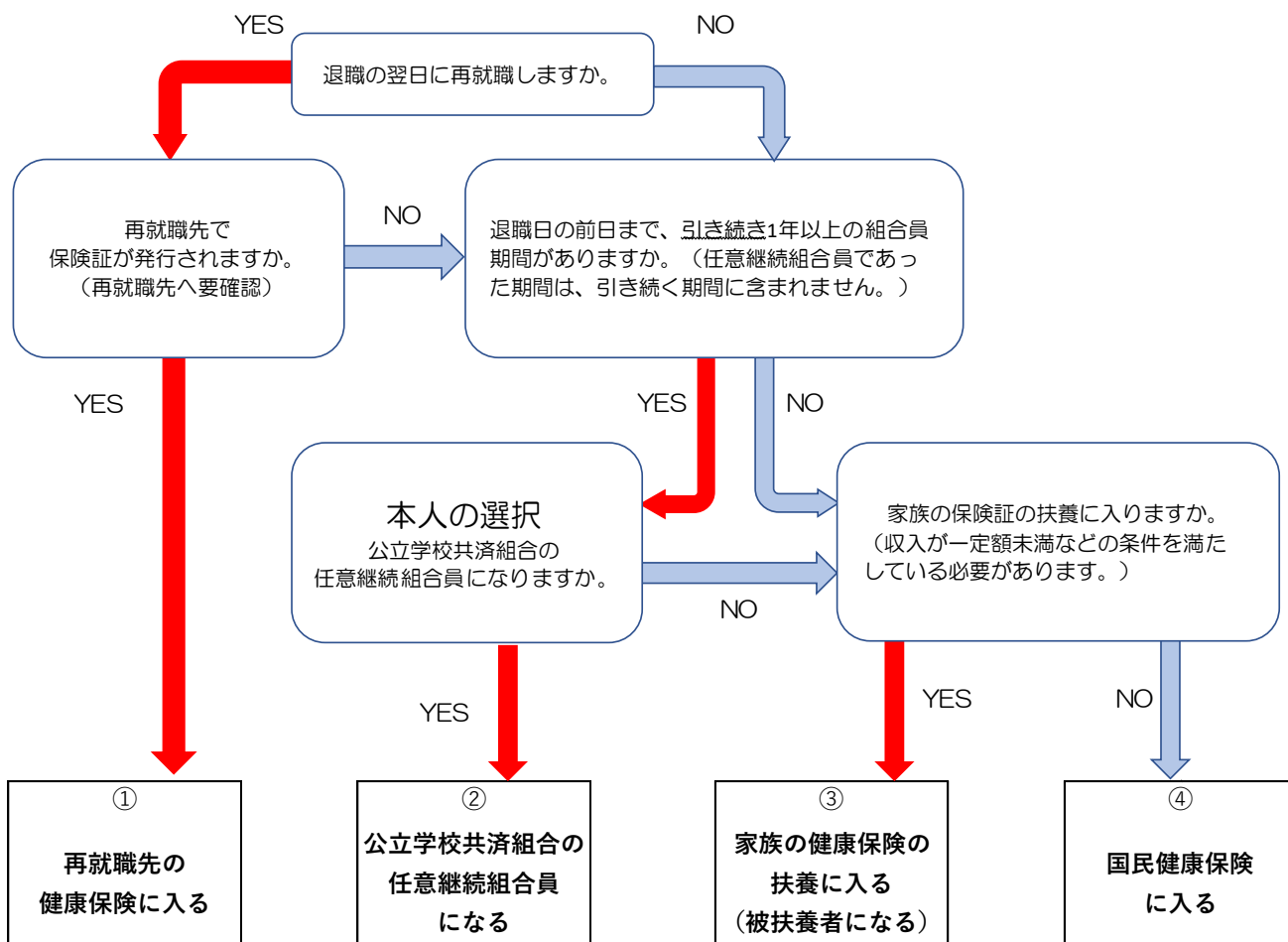
日本の医療保険制度は、「国民皆保険」となっており、国内に居住する者は何らかの公的医療保険制度に加入することが義務付けられています。

公立学校等の職員は、職員となった日から公立学校共済組合の組合員資格を取得し、掛金を負担して医療給付等を受けますが、その組合員資格を退職の翌日に喪失します。

ただし、一定の条件を満たせば、最長2年間資格が継続する制度（任意継続組合員制度）に加入することができます。

(2) 退職後に加入する医療保険制度

退職後に加入する医療保険制度は、以下の4つから御自身で選択することになります。選択できる医療保険制度は、退職後の状況によって異なります。



認定要件は健康保険により異なるため、確認が必要

(3) 主な再就職先と健康保険

退職後の主な再就職先と、健康保険の加入は以下のとおりです。

再就職先	健康保険加入の有無
再任用(フルタイム) 任期付教職員	健康保険に加入する。 (県教育委員会任用の場合は、引き続き公立学校共済組合員となる)
再任用(短時間)	勤務時間が週20時間以上になる場合は、健康保険に加入する。 (県教育委員会任用の場合は、引き続き公立学校共済組合員となる) 勤務時間が週20時間未満の場合は、健康保険に加入できない。
臨時的任用教職員 会計年度任用職員 その他	勤務時間や任用期間により、健康保険加入の有無が異なる。詳細は、再就職先の人事担当者等へ確認が必要。 加入の目安：週20時間以上勤務 かつ 2か月を超える任用 かつ 賃金月額8.8万円以上

(4) 現在被扶養者になっている家族が加入する医療保険制度

組合員の退職と同時に被扶養者も資格を喪失します。

退職者が公立学校共済組合の任意継続組合員となる場合は、認定要件を備えていれば引き続き被扶養者として認定されます。継続認定または認定の取消しを希望する場合は、任意継続組合員申出書にその旨を記載してください。

退職者が再就職先の健康保険に加入した場合(または、退職者以外の家族が健康保険に加入している場合)は、別途手続きのうえ、被扶養者として認定をうけることができます。認定要件は、健康保険により異なります。

上記以外の場合は、国民健康保険に加入することになります。

(5) 組合員証の返納および注意事項

- 退職の翌日以降は、組合員証(被扶養者証を含む)及び高齢受給者証等の各種証を使用することはできません。退職時の所属所を通じて共済組合へ速やかに返納してください。ただし、退職後の再就職先によっては、現在お持ちの組合員証を引き続き使用いただく場合があります。
- 資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなります。
- 任意継続組合員になった場合は、任意継続組合員証(被扶養者分を含む)及び各種証を改めて交付しますので、医療機関を受診する際に提示してください。
- 再就職し健康保険に加入した場合は再就職先から健康保険証が、国民健康保険に加入した場合は市町村から国民健康保険証が交付されますので、医療機関を受診する際に提示してください。

2. 任意継続組合員制度

(1) 任意継続組合員制度とは

退職後の最長2年間、医療給付等の短期給付と福祉事業それぞれについて一部の適用を受けることができる制度を、任意継続組合員制度といいます。(受けられる給付等については、(6)を参照)

(2) 資格の取得と喪失について

- 次の条件を満たしたとき、任意継続組合員の**資格を取得**します。

① 退職の前日までに引き続き1年以上組合員であったこと

令和4年4月1日に就職し、令和5年3月31日に退職する場合は、引き続き組合員であった期間が1日足りないため、任意継続組合員になることができません。

② 退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出と掛金の払込みを行うこと。

令和5年3月31日退職の場合は、令和5年4月19日が締め切りとなります。

- 次のいずれかに該当したとき、任意継続組合員の**資格を喪失**します。

① 任意継続組合員の資格取得から2年を経過したとき

② 掛金を期日までに払い込まなかったとき

③ 再就職等で健康保険の被保険者になったとき (または共済組合員になったとき)

④ 死亡したとき

⑤ 自己都合で任意継続組合員をやめる旨を申し出た場合に、申出書を共済組合が受理した月の末日が到来したとき (国民健康保険に加入する場合や、家族の被扶養者になる場合は、こちらに該当します)

⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき (75歳に到達した方など)

上記の③・④・⑤に該当する場合は、様式等の提出が必要になりますので、公立学校共済組合まで御連絡ください。⑤による資格喪失手続きは、月単位でいつでも行うことができます。

- ※ 任意継続組合員の資格を喪失し、再度任意継続組合員となるには、また新たに資格取得の条件を満たさなければなりません。

(例)

3/31 退職	4/1~6/30 無職	7/1~ 代替職員等
一般組合員	任意継続組合員	<u>一般組合員または短期組合員</u>

この期間が1年と1日未満の場合、退職後、任意継続組合員になれません。
(過去に任意継続組合員であった期間は、この期間に含めることはできません)

(3) 掛金について

< 掛金額 >

任意継続組合員の掛金は、「短期任意継続掛金（全員計算）」と「介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方のみ計算）」の合計金額となります。

次の①・②のうち、いずれか低い額に掛金率を乗じた額が1か月の掛金額となります。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 公立学校共済組合の全組合員の令和4年9月30日における平均標準報酬月額
(令和3年の平均額は410,000円。令和4年の平均額は、決定され次第通知します。)

掛金率（令和4年10月～令和5年3月）

短期任意継続掛金分・・・93.2/1,000	来年度の掛金率は変更される可能性があります。決定され次第通知します。
介護任意継続掛金分・・・17.64/1,000	

< 掛金の計算例 >

令和4年度の数値を適用して計算すると、以下のようになります。

(平均標準報酬月額や掛金率の変更により、実際の任意継続組合員加入時の掛金額と異なる可能性があります。)

退職時の年齢60歳、退職時の標準報酬月額530,000円の場合
40歳以上65歳未満のため、短期任意継続掛金・介護任意継続掛金の両方を計算します。

530,000円(①) > 410,000円(②) より、②に掛金率を乗じます。

$$\begin{array}{l} \text{短期任意継続掛金} = 410,000 \text{円} \times 93.2/1,000 = 38,212 \text{円} \\ \text{介護任意継続掛金} = 410,000 \text{円} \times 17.64/1,000 = 7,232 \text{円} \\ \hline \text{合計} 45,444 \text{円 (月額)} \end{array}$$

退職時の年齢31歳、退職時の標準報酬月額300,000円の場合
40歳未満のため、短期任意継続掛金のみ計算します。

300,000円(①) < 410,000円(②) より、①に掛金率を乗じます。

$$\begin{array}{l} \text{短期任意継続掛金} = 300,000 \text{円} \times 93.2/1,000 = 27,960 \text{円} \\ \hline \text{合計} 27,960 \text{円 (月額)} \end{array}$$

< 掛金の納入方法 >

次の3つから選択できます。

- ① 12か月前納払い ② 6か月前納払い ③ 各月払い（口座振替、山梨中央銀行のみ）

前納払い（①または②）を選択した場合は、割引があります。③を選択し、残高不足等により振替がで
きなかった場合は、翌月の1日付けで任意継続組合員の資格を喪失します。

< 納入方法による掛金額の比較 >

（例）退職時の標準報酬月額が410,000円以上の場合（令和4年度の掛金率を適用した場合）

	12か月前納払い	6か月前納払い	各月払い
年額	短期 38,212 + 介護 7,232 ×12ヶ月前納率	短期 38,212 + 介護 7,232 ×6ヶ月前納率×2回	短期 38,212 + 介護 7,232 ×12ヶ月（割引なし）
	=533,899円	=539,134円	=545,328円
割引額	11,429円 （口座振替と比較）	6,194円 （口座振替と比較）	なし
払込時期	毎年3月 （2年目以降も同様）	毎年3月と9月 （2年目以降も同様）	毎月22日に翌月分を 指定口座から振替

※ 3月中に納入する場合の金額になります。4月以降に納入する場合は、金額が変わります。

※ 標準報酬月額毎の掛金額については、P6の早見表を参照してください。

< その他 >

- ・ 被扶養者の有無によって掛金額が変動することはありません。
- ・ 掛金は前納制です。期日までに掛金を納めなかった場合、資格を喪失します。
- ・ 掛金を納めた後に任意継続組合員資格を喪失した場合は、資格喪失月以降の掛金を還付します。ただし、資格を取得した月と喪失した月が同月の場合は、1か月分の掛金を除いた額を還付します。

（例1）令和5年4月～令和6年3月分の掛金を前納したが、令和5年7月1日に再就職し、任意継続組合員資格を喪失した。

⇒ 令和5年7月～令和6年3月分の掛金を還付します。

（例2）令和5年4月～令和6年3月分の掛金を前納したが、令和5年4月20日に再就職し、任意継続組合員資格を喪失した。（取得と喪失が同月内）

⇒ 令和5年5月～令和6年3月分の掛金を還付します。

- ・ 2年目の掛金額は、令和6年3月上旬に通知します。通知は御自宅へ送付されます。

< 標準報酬月額別 任意継続掛金早見表 >

退職時の 標準報酬月額 (短期)	掛金額						退職時の 標準報酬月額 (短期)
	退職時年齢		退職時年齢 40歳～64歳 (注)				
	40歳未満	65歳以上	短期月額	介護月額	短期年額	介護年額	
410,000円 以上	38,212	458,544	38,212	7,232	458,544	86,784	410,000円 以上
380,000円	35,416	424,992	35,416	6,703	424,992	80,436	380,000円
360,000円	33,552	402,624	33,552	6,350	402,624	76,200	360,000円
340,000円	31,688	380,256	31,688	5,997	380,256	71,964	340,000円
320,000円	29,824	357,888	29,824	5,644	357,888	67,728	320,000円
300,000円	27,960	335,520	27,960	5,292	335,520	63,504	300,000円
280,000円	26,096	313,152	26,096	4,939	313,152	59,268	280,000円
260,000円	24,232	290,784	24,232	4,586	290,784	55,032	260,000円
240,000円	22,368	268,416	22,368	4,233	268,416	50,796	240,000円
220,000円	20,504	246,048	20,504	3,880	246,048	46,560	220,000円
200,000円	18,640	223,680	18,640	3,528	223,680	42,336	200,000円
190,000円	17,708	212,496	17,708	3,351	212,496	40,212	190,000円
180,000円	16,776	201,312	16,776	3,175	201,312	38,100	180,000円
170,000円	15,844	190,128	15,844	2,998	190,128	35,976	170,000円
160,000円	14,912	178,944	14,912	2,822	178,944	33,864	160,000円
150,000円	13,980	167,760	13,980	2,646	167,760	31,752	150,000円
142,000円	13,234	158,808	13,234	2,504	158,808	30,048	142,000円
134,000円	12,488	149,856	12,488	2,363	149,856	28,356	134,000円
126,000円	11,743	140,916	11,743	2,222	140,916	26,664	126,000円
118,000円	10,997	131,964	10,997	2,081	131,964	24,972	118,000円
110,000円	10,252	123,024	10,252	1,940	123,024	23,280	110,000円
104,000円	9,692	116,304	9,692	1,834	116,304	22,008	104,000円
98,000円	9,133	109,596	9,133	1,728	109,596	20,736	98,000円
88,000円	8,201	98,412	8,201	1,552	98,412	18,624	88,000円

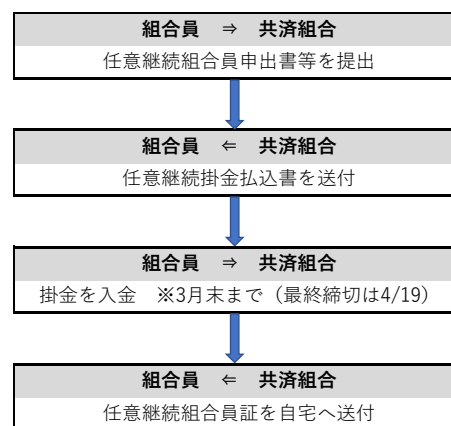
※ 各月払いを選択した場合の掛金額になります。前納払いを選択した場合は、年額に割引がかかります。

※ 上記の金額は、令和4年10月～令和5年3月の掛金率を適用した金額になります。令和5年度以降の任意継続掛金については、掛金率や全組合員の平均標準報酬月額の変更に伴い変動する可能性があります。

(4) 任意継続組合員の加入手続きについて

年度末退職者の任意継続組合員加入手続き期間は、2月下旬～3月下旬を予定しています。

日程の詳細は2月中旬に通知します。手続きの大まかな流れは右図のとおりです。



(5) 任意継続組合員加入後に公立学校共済組合山梨支部への連絡が必要な場合

次の場合は、支部へ御連絡のうえ手続きを行ってください。

- ・ 任意継続組合員を途中で脱退する場合
- ・ 組合員および被扶養者が転居した場合
- ・ 新たに被扶養者としていたい方がいる場合、被扶養者の取消しをしたい方がいる場合
- ・ 「限度額適用認定証」の発行を希望する場合
- ・ 短期給付（療養費、出産費、埋葬料、災害見舞金など）の申請を行う場合

(6) 任意継続組合員として受けることができる給付等について

< 給付 >

一般の組合員と同様に、短期給付を受けることができます。ただし、休業給付（出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金）は給付の対象外となります。休業給付のうち、傷病手当金・出産手当金については、一定の条件を満たした場合、給付の対象となります。給付の申請を行う際は、公立学校共済組合山梨支部まで御連絡ください。

< 福祉事業 >

以下を利用することができます。

特定健康診査・特定保健指導

40歳～75歳の方は、共済組合が発行する受診券・利用券を使用することで、特定健康診査・特定保健指導を無料で受けることができます。特定健康診査は、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの予防と改善を目的とした検査です。検査項目は次のとおりです。

- 身体計測（身長、体重、腹囲）
- 血圧測定
- 血液検査（脂質、血糖、肝機能）
- 尿検査（尿糖、尿タンパク）
- 医師による診察

◎ よくある質問 「人間ドックの受診に際して、共済組合から費用の補助はありますか？」

⇒ 任意継続組合員が人間ドックを受診する際、共済組合からの費用補助はありません。

ただし、自費での人間ドック受診時に上記「特定健康診査受診券」が併用できる医療機関では、特定健康診査費用分を控除した額で受診できます。なお、併用の可否については医療機関へお問い合わせください。

宿泊施設特別利用者証（退職者全員に配布）

公立学校共済組合の直営宿泊所に宿泊する際に提示すると、組合員料金で宿泊できます。御家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）にも組合員料金が適用されます。有効期限はありませんので、生涯利用できます。紛失等により再発行を希望する場合は、公立学校共済組合山梨支部まで御連絡ください。

3. 医療保険制度の比較

(1) 医療保険制度の選択について

再就職先で健康保険や共済組合に加入する場合は、他の医療保険制度を選択することはできません。それ以外の場合は、任意継続組合員・国民健康保険・家族の被扶養者の中から選択することになります。それぞれの保険料（掛金）と給付（法定給付と附加給付）内容の比較が、選択の際のひとつの目安となります。

(2) 各制度の概要

任意継続組合員・国民健康保険・家族の被扶養者の概要は以下のとおりです。

	任意継続組合員	国民健康保険	家族の被扶養者
本人の保険料 (掛金)	退職時の標準報酬月額等を基に算出。 令和4年度の最高年額 ⇒ 523,188円 翌年度もほぼ同程度の金額となる。	前年の所得、世帯の加入者数等をもとに算出。 令和4年度の最高年額 ⇒ 1,020,000円 退職後の所得により、翌年度の金額が変動する。	家族の被扶養者になった場合、保険料はかからない。
被扶養者の 保険料 (掛金)	被扶養者分の掛金はかからない。また、被扶養者の有無により本人の掛金額が変わることはない。	一人一人が国民健康保険に加入することになるため、人数分の保険料を納める必要がある。	—
共通の 給付 (法定給付)	受診時の窓口負担額 医療費総額の3割（6歳未満または70歳以上の者は2割） 高額療養費 所得によって計算方法が異なる（※）		
	高額療養費に該当し、限度額適用認定証を使用しなかった場合は、高額療養費以上自己負担した金額を自動で給付する。	高額療養費に該当し、限度額適用認定証を使用しなかった場合は、高額療養費以上自己負担した金額を申請により給付する。	高額療養費の給付方法は、 家族が加入している健康保険より異なる。
独自の 給付 (附加給付)	1か月間に1つの医療機関での窓口負担が25,000円以上になった場合は、自動で払戻金等が給付される。	附加給付の制度はない。	給付内容は、家族が加入している健康保険により異なる。

※ 詳細は、各制度のホームページ等を参照してください。